

青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 1-9-37 レス竹和式番館3階
 TEL 045-577-0615
 FAX 045-577-0618
 URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>



確定申告お疲れ様でした！

令和3年分 所得税及び復興特別所得税・

消費税及び地方消費税確定申告で協力ありがとうございました。

令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告が3月15日、消費税及び地方消費税の確定申告が3月31日をもって無事終了いたしました。

確定申告期間中、ご協力頂きました会員の皆様そして、青色コーナーをご担当された役員の皆様、指導会場での個別相談及び代理送信にご派遣頂きました東京地方税理士会神奈川支部の先生方に感謝申し上げます。

尚、次の確定申告に向けて記帳方法やご不明点等お悩みの方は、是非早い時期からご相談にお越しく下さい。

確定申告結果報告 3月末現在

指導会場来所者数	3,133	名
所得税申告書提出件数	2,322	件
うちe-Tax送信件数	1,644	件
青色申告特別控除65・55万円適用件数 (貸借対照表作成者)	1,173	件
消費税申告書提出件数	229	件
うちe-Tax送信件数	198	件
青色申請提出件数	68	件
入会者数	50	名

確定申告風景



確定申告を終えて



神奈川税務署長

高本 昌宏

一般社団法人神奈川青色申告会の皆様には、平素から税務行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告につきましては、コロナ禍が続く状況となり、昨年引き続き「入場整理券方式」を導入し、申告書作成会場内の感染防止策を徹底することにより、滞りなく終了することができました。これも皆様方の多大なるご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

貴会におかれましては、申告書作成会場内に設置した「青色コーナー」への従事、税理士会の無料申告相談の案内業務、e-Taxの利用促進など多岐にわたりご協力いただきました。

特に「青色コーナー」では、青色申告の勧奨や決算書等の記載方法の説明など、適正申告に向けた取組を行っていただきました。役員と事務局の皆様のご尽力に対しまして、重ねて厚く御礼申し上げます。

なお、令和5年10月から開始される消費税のインボイス制度につきまして、制度の円滑な実施に向けた周知・広報を引き続き行ってまいりますので、皆様方の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人神奈川青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしました。私の挨拶とさせていただきます。

もう一度ご確認ください

提出された青色申告決算書・確定申告書が間違っていた場合

◆税額を多く申告していたとき → 「更正の請求」

請求内容が正当と認められたときは納めすぎた税金が還付されます。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

<忘れてしまいがちな例>

経費（消費税、事業税納付金額等）の計上漏れ、予定納税（所得税）中間納付（消費税）の記入漏れ、納税者が負担している扶養親族の国民年金保険料の控除漏れ、医療費控除や扶養（配偶者）、寡婦、障害者等の人的控除漏れ 等

◆税額を少なく申告していたとき → 「修正申告」

修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

<誤ってしまいがちな例>

売上から差し引かれている源泉税の売上計上漏れ、持続化給付金等の売上（雑収入）計上漏れ、経費の重複計上、専従者給与を支給しているのに扶養（配偶者）控除を受けている、103万円以上の給与収入があった扶養家族を扶養控除してしまった 等

確定申告を忘れていた場合

◆所得税

確定申告をしなければならないのに申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。期限後申告をしたり、申告をしないために税務署長から決定を受けたりすると、無申告加算税がかかる場合があります。なお、期限後申告によって納める税額は、申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

◆消費税

令和1年の課税売上高が1,000万円を超えた方は、令和3年分の消費税及び地方消費税の申告と納税をしなければなりません。課税事業者（令和1年課税売上高が1,000万円を超えた方）で消費税の確定申告をしていない方は、できるだけ早く申告してください。所得税同様、延滞税と併せて納付してください。

（注）令和3年分の課税売上高が1,000万円を下回る場合でも申告と納税が必要となります。

※更正の請求、修正申告、所得税・消費税の期限後申告について、ご不明な点がございましたら国税庁ホームページをご覧ください。か、当会事務局におたずねください。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。

詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

小規模企業共済



Be a Great Small. 中小機構

令和5年10月1日から

消費税インボイス制度が始まります！

～ A社さんのケース～

ぬいぐるみ製造業 (免税事業者) A社

A社さん、インボイス制度のこと検討してます？ お互いに関係があるみたいなんですー

インボイス制度ですか・・・？

町の雑貨屋 (課税事業者) B社

インボイス制度 (適格請求書等保存方式) とは・・・

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス (適格請求書) を保存する必要があります
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者 (適格請求書発行事業者) の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります



疑問 1 仕入税額控除ってなに？

納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が仕入税額控除 → 仕入税額控除にはインボイスの保存が必要 → インボイスがなければ仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

疑問 2

当社が登録しないとどうなるだろう・・・

登録をしないと、売上先 (B社) にインボイスを交付できない。そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ仕入税額控除ができない。ということは・・・

$$1,300\text{円} - 0\text{円} = 1,300\text{円}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

1,000円の控除不足

インボイスがあれば300円

ポイント

当社 (売手) がインボイスを交付した場合と比べ、売上先 (買手) の納付税額が大きく計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置 (インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて) 制度開始後6年間は、仕入税額の一定割合を控除できます (請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒ 【令和5年10月～令和8年9月】80%
【令和8年10月～令和11年9月】50%

～ぬいぐるみ取引の流れ (イメージ)～



労働保険のお知らせ

令和4年度・労働保険 (労災保険・雇用保険) の年度更新期間は、

6月1日 (水) ～7月11日 (月) です。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です》正しい申告のために…早めにご準備を。

詳しい内容はこちらから⇒



労働保険の申請は便利な電子申請で！



検索

労働保険の電子申請

お問い合わせは、

神奈川県 総務部 労働保険徴収課
適用第1係・第2係・第3係
電話 045-650-2803

※当会は労働保険の事務組合となっております。ご加入等のお問合せは当会事務局担当・岩瀬まで
電話 045-577-0615

中小法人・個人事業者のための 事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日 (月) ～5月31日 (火)

給付対象

- ①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
 - ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月 (対象月) の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月 (基準月) の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者
- ※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じて分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます (給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円を支給します。

給付額 基準期間の売上高※1 - 対象月の売上高 × 5か月分

※1 2018年11月～2019年3月 / 2019年11月～2020年3月 / 2020年11月～2021年3月のいずれかの期間 (基準月を含む期間であること)

給付上限額 (個人の場合)

売上高減少率が△50%以上 = 50万円
売上高減少率が△30%以上50%未満 = 30万円

※申請方法・詳細は「事業復活支援金」ホームページでご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願いします。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変込み合うことが予想されますので、ホームページもご利用ください。

03-6834-7593 8:30-19:00

受付時間 (土日・祝日も受付)

ホームページ



事業復活支援金 検索

https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/

